

秋田県建設工事入札参加者指名停止基準等の一部改正の概要について

1 改正理由

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）の施行により、主導的事業者に対する課徴金の割増し制度が導入されたこと等に伴い、指名停止の期間の特例に係る規定を改正する等の必要がある。
- (2) 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）の施行により、刑法の関係条項が移動したことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 指名停止期間を加重する対象として、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があった場合を追加する。（指名停止基準 第5関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
（指名停止基準 第5・別表第2関係、運用基準 別表第2関係）

3 施行期日

改正後の基準は平成26年4月1日から施行する。

「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成6年9月13日付け監－848）」の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日 建政-2096 一部改正 (平成26年4月1日から施行)

新	旧																				
(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)	(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)																				
第5 知事は、第2第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により、次の各号の一に該当することとなった場合には、 <u>当該不正行為の程度に応じ</u> 、指名停止の期間を加重するものとする。	第5 知事は、第2第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により、次の各号の一に該当することとなった場合には、 <u> </u> 指名停止の期間を加重するものとする。																				
一 (略)	一 (略)																				
二 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の <u>6</u> 第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の <u>6</u> 第2項。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)	二 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の <u>3</u> 第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の <u>3</u> 第2項。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)																				
三 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第 <u>7項から第9項までの規定のいずれか</u> の適用があったとき(前二号に掲げる場合を除く。)	三 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第 <u>6項の規定</u> <u> </u> の適用があったとき(前二号に掲げる場合を除く。)																				
四・五 (略)	四・五 (略)																				
別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準	別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独占禁止法違反行為)</td><td></td></tr> <tr> <td>4 県発注工事に關し、独占禁止法第3条又は第8条<u> </u>第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>当該認定をした日から 12月以上 24月以内</td></tr> <tr> <td>5 業務に關し、独占禁止法第3条又は第8条<u> </u>第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)</td><td>当該認定をした日から</td></tr> <tr> <td>(1)・(2) 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	措 置 要 件	期 間	(独占禁止法違反行為)		4 県発注工事に關し、独占禁止法第3条又は第8条 <u> </u> 第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12月以上 24月以内	5 業務に關し、独占禁止法第3条又は第8条 <u> </u> 第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から	(1)・(2) 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独占禁止法違反行為)</td><td></td></tr> <tr> <td>4 県発注工事に關し、独占禁止法第3条又は第8条第<u>1項</u>第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>当該認定をした日から 12月以上 24月以内</td></tr> <tr> <td>5 業務に關し、独占禁止法第3条又は第8条第<u>1項</u>第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)</td><td>当該認定をした日から</td></tr> <tr> <td>(1)・(2) 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	措 置 要 件	期 間	(独占禁止法違反行為)		4 県発注工事に關し、独占禁止法第3条又は第8条第 <u>1項</u> 第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12月以上 24月以内	5 業務に關し、独占禁止法第3条又は第8条第 <u>1項</u> 第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から	(1)・(2) 略	
措 置 要 件	期 間																				
(独占禁止法違反行為)																					
4 県発注工事に關し、独占禁止法第3条又は第8条 <u> </u> 第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12月以上 24月以内																				
5 業務に關し、独占禁止法第3条又は第8条 <u> </u> 第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から																				
(1)・(2) 略																					
措 置 要 件	期 間																				
(独占禁止法違反行為)																					
4 県発注工事に關し、独占禁止法第3条又は第8条第 <u>1項</u> 第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12月以上 24月以内																				
5 業務に關し、独占禁止法第3条又は第8条第 <u>1項</u> 第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から																				
(1)・(2) 略																					

○秋田県建設工事入札参加者指名停止基準の運用基準の一部改正について

「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準の運用基準（平成17年9月8日付け建管－1256）」の一部を次のように改正する。
（新旧対照表のとおり）

平成26年3月28日 建政－2096 一部改正（平成26年4月1日から施行）

「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準の運用基準」新旧対照表

新				旧			
別表第2				別表第2			
措置要件	期間	運用基準	期間	措置要件	期間	運用基準	期間
（独占禁止法違反行為） 4 県発注工事に 関し、独占禁止 法第3条又は第 8条第1号に違反し、工 事の請負契約の 相手方として不 相当であると認 められるとき。	（略）	（略）	（略）	（独占禁止法違反行為） 4 県発注工事に 関し、独占禁止 法第3条又は第 8条第1項第1 号に違反し、工 事の請負契約の 相手方として不 相当であると認 められるとき。	（略）	（略）	（略）
		※ 独占禁止法第3 条又は第8条第1 号に違反し、工 事の請負契約の 相手方として不 相当であると認 められるときと は、次のいずれか に該当する場合と する。この場合に おいて、課徴金減 免制度が適用さ れ、その事実が公 表されたときの指				※ 独占禁止法第3 条又は第8条第1 項第1号に違反 し、工事の請負契 約の相手方として 不相当であると認 められるときと は、次のいずれか に該当する場合と する。この場合に おいて、課徴金減 免制度が適用さ れ、その事実が公 表されたときの指	

5 業務に関し、 独占禁止法第3条 又は第8条第1号に違反し、 工事の請負契約の 相手方として認めら れるとき（前号に 掲げる場合を除 く。）。 （1）・（2）略	（略）	名停止の期間は、 当該制度の適用が なかったと想定し た場合の機関の2 分の1の期間とす る（以下同じ。）。 ①～⑤略	（略）
5 業務に関し、 独占禁止法第3条 又は第8条第1項 第1号に違反し、 工事の請負契約の 相手方として認めら れるとき（前号に 掲げる場合を除 く。）。 （1）・（2）略	（略）	名停止の期間は、 当該制度の適用が なかったと想定し た場合の機関の2 分の1の期間とす る（以下同じ。）。 ①～⑤略	（略）